

# 森林防疫コース

No. 8. 林野庁 森林害虫防除室 1952. 11. 1

カスミ網業者の横暴も遂に世論の圧力で覆滅した。しかし、ムシ返しのおそれがあるからそれに対する警戒とモグリ業者の徹底駆除が大切だ。

民有林の栗玉蟻被害は営林局の調査の結果千二百万石と出た。処が大蔵省は五百万石しか駆除の対象に認めていない。完全防除には今一段と奮起が必要だ。

キリの天狗巢病に警戒の狼火があげられた。だが桐に対する世論が低調なのはどうしたわけか。日本の桐をわれわれは一体どう考えればよいだろう。

## 林業家は森林病虫害にもつと関心を

林野庁長官 柴田 栄

戦後の林産物需給の逼迫を解決する有力な一方策として造林事業が着々と進められており、今後年と共に益々盛んになって行くことは自然の成行であります。人工造林に用いられる樹種は杉、檜、松、落葉松、櫟その他われわれが利用するのに都合の良いものが選ばれることは当然なことではあります。これらの樹種が広大な地域を占めることは無理な植生環境を造ることになりますので、それらの造林木を利用期まで無事に育てて行くにはいろいろ特別な保護育成が必要であります。天然林を月満ちて産れた健康児に譬えれば、これは早産児ということになりましょう。近時各地に頻発している森林病虫害は主にこの早産児の上に振りかかつた災厄なのです。そしてこの森林病虫害の防除には年々莫大な国費を支出しているのです。災厄は何事によらず早く見付けて早く手当することが災厄を最少限度に食い止めることなのですが、森林病虫害の場合は今まではいつも手後れでした。愈々重患となつては名医の診断と処置に俟つ外なく、そのためにはいくら金がかかっても仕方ありませんが、いつも手後れという事態は何とか改善しなければなりません。それで森林病虫害の早期発見調査の機構を是非明年度は実現したいものと目下努力していますが、それにも増して必要なことはわれわれ林業家もつと森林病虫害に対する関心を高め、造林事業に示している以上の熱意を森林資源の保護増進に傾注されることであります。

世間一般も林業家の皆様にも森林病虫害の防除事業に対する御理解と御協力を御願申上げたいと存じます。

## 情 報

### ◇ 発生速報 病害

#### ○ ツバキの餅病

長崎 南松浦郡久賀島村田浦郷長浜の郷有ツバギ林(樹令80年)に発生、被害面積5町歩、結実に著しい影響を与えている。

(南松浦郡福江町・古賀 淳 9.26.)

#### ○ カラマツの腐心病

長野 南佐久郡内山村の10~30年生のカラマツに発生、被害面積約1町歩、被害根株部の横断面は心辺材の区別なく淡紅褐色を呈す。初期のため地上5寸以上の樹幹部は異状ないが樹冠下部から枯死し、枝葉は黒褐色を呈したまま附着している。(南佐久地事 9.18)

#### ○ スギの枝枯菌核病(仮称)

秋田 仙北郡田沢村の26~27年生のスギ造林地に発生、被害面積35ha、本病は当地方に於ては極めて普通の病害であるが、この様な大被害は最初の発見である。この病害は緑枝の部分に侵され、患部には菌核を形成し、それより上部は枯死す。5~7月に発生する。(林試秋田・佐藤邦彦)

#### ○ スギの枝枯症状

病原菌 未定

秋田 秋田市仁別の20~45年生のスギ造林地に発生、被害面積10ha。山本郡上岩川村の30~40年生造林地に発生、被害面積約20ha。同郡響村の30~40年生の造林地に発生、被害面積10ha。

山形 秋田県同様県下各地に発生している。この被害は各地に於て年々増大の傾向があり、梅雨期前後に発生するものが多い。(林試秋田・佐藤)

## ○ ネム苗の立枯病

病原菌 *Fusarium* sp. 及び *Neocosmospora vasinfecta* E. F. SMITH

山形 西田川郡袖浦村宮ノ浦苗畑に発生、被害面積 1,000m<sup>2</sup>。被害本数まき付当年生苗 120,000 本が殆んど全滅に瀕している。本病は 8 月 5～6 日に於ける 110m.m. に及ぶ降雨が誘因となつて発生した。(林試秋田・佐藤)

## ○ ニセアカシア苗の萎凋病

病原菌 *Fusarium* sp.

秋田 北秋田郡長木村代野苗畑に発生、被害面積まき付床約 80m<sup>2</sup>。本病は夏季の多雨が誘因となつて発生し、被害は連作地に於て特に甚しい。本病に罹患した苗は先端から萎凋し、枯死している。この病害は当地方に於ては他にも相当発生している。(林試秋田・佐藤)

## ○ カラマツの落葉病

北海道 上士幌営林署音更経営区 107 林小班(十勝国河東郡上士幌村)の大正 11 年植栽の信州カラマツに昨年発生し、被害面積 12ha. あつたが、昨年中に伐採処理した。

帯広署防風林第二施業区 26 林小班(十勝国河東郡音更村)の昭和 11 年植栽の信州カラマツに発生、被害面積 3.3ha. 池田防風林 29 林小班(中川郡幕別町)の昭和 11 年植栽の信州カラマツに発生、被害面積 5 ha. 中標津署中標津防風林 12 林小班(根室国標津郡中標津町)の昭和 7 年植栽の朝鮮カラマツに発生、被害面積 17ha. 清水署河西経営区 16,17,20 林小班(十勝国上川郡清水町)の 23 年生信州カラマツに発生。被害面積 95ha.

十勝国河東郡音更村の私有林の信州カラマツに発生、被害面積 3 ha.。広尾郡広尾町の私有林の 14～25 年生の信州カラマツに発生、被害面積 1,000ha. 被害本数 200 万本、被害石数 16 万石。

(帯広局・織田)

長野 下伊那郡生田村字長峯の西南向きの谷間の 5～10 年生のカラマツに発生。被害面積約 3 町 5 反歩。今月初め頃から急激に黄変し、被害は区域全域に及ぶ。現在は谷間、山麓附近の被害樹は 8 割位赤変し、下部が落葉したものもある。

(下伊那地事・代田多見雄 9.19.)

## 虫害

## ○ クワノカイガラムシ

## ○ キマダラコウモリ

山形 東田川郡広瀬村黒瀬古の松ヶ岡農場内の 200 町歩の桐畑の一部、10 年生以下の桐に発生。ヒメアカホシテントウムシの成虫、幼虫が共に大活躍中、明春は石灰硫黄合剤を撒布する予定。本害虫が大発生した原因は降雨多く多湿であつたがためと考える。(山形大・斎藤孝蔵)

## ○ カラマツツツミノガ

宮城 柴田郡川崎町字前川の 30～40 年生カラマツの耕地防風林及び造林地に発生、激害面積 10 町歩、中害面積 10 町歩、被害本数合計 20,000 本。この被害は昨春発見、当時はこれを霜害として地元では意に留めなかつた。本年耕地防風林一帯のカラマツの針葉が黄変し、調査の結果本種の被害と判明。5 月下旬～6 月上旬駆除実施。(県 9.13.)

福島 大沼郡沼沢村大字太郎布惣山 2～25 年生のカラマツの全林に発生、被害面積官行造林地 30 町歩、民有林 30 町歩。被害林は赤褐色に変じ、一見山火事のように望見される。激害地(国有林中 10 町歩)は樹冠が全部枯れている。(県 9.29.)

## ○ クリノミガ

千葉 東葛飾郡川間村に発生、被害面積 3 反歩 被害本数 230 本。(県 8.13.)

## ○ マツノコマダラメイガ

宮城 名取郡下増田村北原・南原の海岸砂地防風林として昭和 24 年植栽したクロマツに発生を 6 月 10 日発見、被害面積 6 町歩、被害本数 30,000 本。6 月下旬剪枝、焼却を行つた。(県 9.13.)

岐阜 岐阜市(被害面積 60 町歩、被害材積 6,000 石) 稲葉郡芥見村(8 町歩、700 石) 那加町(5 町歩 500 石) 蘇原町(8 町歩、900 石) 各務村(10 町歩 750 石) 鶺鴒沼町(20 町歩、1,600 石) 中屋村(4 町歩、500 石) 前宮村(2 町歩、250 石) 羽島郡川島村(6 町歩、650 石)の各地に被害発生、被害面積合計 123 町歩、被害材積合計 11,850 石現在是一部に幼虫を認める外は、殆んど蛹化している。被害部の剪除焼却を督励す。(県 9.15.)

## ○ マツカレハ

宮城 宮城郡松島町、栗原郡萩野村の丘陵地に植栽した 10～55 年生のアカマツに発生、激害面積 30 町歩、本数 30,000 本、中害面積 40 町歩。本数 6,000 本。現在針葉 6 割程度食害さる。(県 9.13.)

滋賀 長浜市今川町周辺の屋敷林、学校林等の 10～20 年生のアカマツ、クロマツに発生を 9 月 1 日発見、被害本数 100 本。

(蒲生神崎地事・川村豊次郎 9.29.)

長崎 南高来郡小浜町笹の辻の 15～16 年生のマツに発生を 9 月 1 日発見、被害面積 5 町歩。同郡神代村上古賀の 8 年生のマツに発生を 9 月 1 日発見、被害面積 3 町歩。樹幹に松喰虫の被害発生。(南高来地事・古場楠夫 9.11.)

## ○ クスサン

宮城 古川市小野、宮沢、川熊、小林の各町、遠田郡大貫、笹岳の両村のクリ、クルミその他の雑木林を殆んど全部食害した。被害面積 81 町歩 被害見込本数 63,600 本。この地方には昨年発生し、繭と幼虫を採取した。(県 9.13.)

## 森林防疫 ニュース

## ○ カタビロトゲトゲ

宮城 本吉郡松岩村、物倉山国有林 43 林班及びその附近一帯の 40 年生のコナラ、クリに発生を 8 月 12 日発見、被害面積 25ha。

(気仙沼署・池田栄一)

福島 耶麻郡新郷村大字三河字雨太林の 10~16 年生のナラ(97%) クリ、サクラ(3%)に発生を 5 月 26 日発見。被害面積約 10 町歩。この被害は昨年 10 月 30 日初めて発見したが、駆除は行わなかつた。(耶麻郡喜多方町・辺見茂八 9.15)

新潟 南魚沼郡大巻村大字四十日の 15~20 年生のコナラ、カエデその他の広葉樹林に発生。被害全面積 50 町歩、この内 20 町歩は樹葉喰害のために枯死の状態となる。

(南魚沼地事・小林隆 9.17.)

## ○ スギハムシ

兵庫 神戸市須磨区西須磨(須磨浦公園内山林の一部)、兵庫区平野町天王谷の 3~5 年生の天然生及び造林した松に発生を 6 月中頃発見した。被害面積 5 町歩。本虫は昨 26 年にも同所に発生したが、虫名を確認した程度で、駆除処置は行わなかつた。枯死数は昨年は僅少であつたが、本年は約 3 割程度枯死した。本年は BHC を撒布した。(神戸市農政局・大橋五郎 9.11.)

## ○ ハンノキハムシ

宮城 玉造郡鳴子町、川渡村、刈田郡福岡村の山地砂防林を主体に雑木林中に点在する天然生ハンノキ類に発生、被害面積激害 40 町歩、中害 20 町歩、被害本数激害 160,000 本、中害 6,000 本、6 月 10 日発見、被害木は葉を食害され、全葉黄変する。(県 9.13.)

## ○ クロキボシゾウムシ

## ○ マツノキクイムシ

兵庫 養父郡大屋村加保坂の 25 年生アカマツに発生を 8 月 11 日発見、被害面積 7 町歩。この地帯の一部を水源造林するために、地拵の火入れをしたことが本害虫を異常発生させたのではないかと思う。現在の被害状況は梢端部が枯死しているが、やがて幹材部も喰害されるのではないかと思う。(南但地事・竹山貞義 9.12.)

## ○ トドマツノコキクイムシ

## ○ ヤツバキクイムシ

北海道 陸別営林署斗満経営区 79~99 町の両林小班(十勝国足寄郡足寄村)の 19~20 年生エゾマツとトドマツの一部に発生。被害面積 30ha。被害本数 7,000 本、被害材積 500 石。

(帯広局・織田)

## ○ ヤツバキクイムシ

北海道 陸別署斗満経営区 71 林小班(十勝国足寄郡足寄村)のエゾマツとトドマツの一部に発生、被害面積 30ha., 被害本数 300 本。

(帯広局・織田)

## ○ マツノコキクイムシ

滋賀 蒲生郡安上村下豊浦の山林内の 50 年生のアカマツに発生を 9 月 1 日発見、被害本数 10 本、被害木は焼却する。

(蒲生神崎地事・川村豊次郎 9.29.)

## ○ スジコガネ

長野 伊那営林署官行造林地(上伊那郡富県村)の 30 年生カラマツに発生を 9 月 12 日発見、被害面積 3 ha。本虫は昭和 22 年度から発生、毎年造林地尾根筋に発生す。一樹に平均 100~200 匹程度附着して枝葉を食害する。部分的には 1 m<sup>2</sup> 当り幼虫 100 匹を捕えることが出来る。

(上伊那郡伊那町・松沢昭二 9.24.)

## ○ カラマツハラアカハバチ

長野 飯山営林署 75 林小班(下水内郡柳原村字大平峯)の明治 37 年植栽のカラマツに発生を 9 月 17 日発見、全面積 23.75ha。の内被害区域面積 0.5ha。8 月下旬頃から約 0.5ha。の針葉が食害され山火跡地の如き様相を呈し、更に被害拡大の虞れがあつたので、被害地に隣接する沢、池畔に小型消防ポンプを据付け、BHC 1,000 倍液を噴射した処、多大の成果をおさめた。

(飯山署・戸塚清 9.29.)

## ○ マツノクロホシハバチ

石川 珠洲郡若山村字鈴内の 15 年生のアカマツに発生を 9 月 25 日発見、被害区域面積 2 反歩。被害中程度、詳細調査中。(県・安達滝雄 10.2.)

## ○ マツノミドリハバチ

群馬 草津営林署白根山国有林 58 林班(吾妻郡草津町大字草津)の 25 年生カラマツに発生を 7 月 5 日発見、被害面積 1 ha。被害林は一面黄色をおび、触れると葉が落ちる。昨年とも同一ヶ所に発生した。(草津署・阿部文一 9.3.)

## ○ トドマツノゴバイシバエ

北海道 白老営林署(白老郡白老村白老)の 10~15 年生のトドマツに発生を 6 月 10 日発見。被害面積 80ha。本種は春、枝葉の新芽で孵化し、幼虫は樹液を吸う。現在枯死したものは少いが、生長が甚だしく阻害されている。

(白老署・藤井義雄 9.17.)

註 本種は林試札幌支場の井上元則博士による。

## 獣害

## ○ ノウサギ

宮城 黒川郡大衡村字駒場の 4~5 年生のスギに発生を 6 月 7 日発見、被害面積激害 4 町歩、中害 2 町歩、被害本数激害 12,000 本、中害 6,000 本、この被害は昭和 25 年秋から初まり、原因不明のまま経過したが、本年兎害と確認した。6 町歩の造林地の内 3 分の 1 は既に枯死している。

(県 9.13.)

## ○ カラマツの毛虫

長野 南佐久郡南牧村大字海尻の海尻区有林地字清水原の 15~25 年生カラマツに発生を 8 月 16 日発見、被害面積 0.1ha。現在の被害は樹葉が点々と枯れる程度で、小団地のため蔓延の恐れは見受けられない。(南佐久郡南牧村・早川嘉久 9.4.)

## ○ クルミの害虫 2 種

長野 小県郡依田村の一年生苗のシナノグルミ及びテウチグルミに発生を 8 月 10 日発見した。被害面積 2 町歩。その後の観察によると、郡内の殆んど全部に発生している。ハムグリガは表皮を残し、葉肉組織を食害する。シントムムシは心を枯死させ被害大。(上小地事・戸谷義雄 9.13.)

## ○ サクラの毛虫

新潟 南蒲原郡加茂町根古屋の本量寺墓地の約 20 年生のソメイヨシノに発生を 9 月 3 日発見。この桜はただ 1 本で、葉が全部食害されている。(南蒲原郡加茂町・大森康正 9.13.)

## ◇ 詳 報

## クリの胴枯病——東京

東京都北多摩郡府中町、小金井町、国分寺町一帯の 2~3 年生の栽培クリに発生を 4~6 月頃発見。激害地では 90% に及ぶ枯死率を示している。品種別には関野が著害、本年の冬の寒さが異常、特に 4 月上旬に零下数度に及んだことがあり、これが誘因となつたらしい。地域的にみて風当りの少ないような場所は害がない。

茨城県地方でも本病(或は単なる凍害?)が著しく発生し、従来耐病品種と云われた北野にも被害があつた。(東京農工大・中村克哉)

## ブナヤチホコ——青森

青森県青森営林署管内八甲田山周囲の前岳国有林、北荒川山国有林の全域、南荒川山国有林の一部(東津軽郡横内村、浜館村)に発生を 8 月発見、被害面積 7~8,000ha。

青森県黒石営林署管内十和田湖西北方の要人国有林及び青荷沢国有林(南津軽郡山形村)に発生を 8 月発見、被害は天然生ブナ壮、老令林に発生青森署方面は所々に葉を食いつくされた木が点状群状に見られ、中には梢の先が僅か食われたものもあり、被害程度は区々であるが、平均 5~6 割或はそれ以上食害さる。この被害は十数年来の大発生で、広大な地域が褐色を帯びているのが遠望出来る。本害虫は 2~3 年前から前岳国有林内の一部に発生していた。黒石署方面も被害の程度は畧同様で、5~6 年前から部分的に発生して居り今年も同様。(林試青森・木村重義)

## クルミにつく芯喰虫——岩手

岩手県九戸郡江刺家村を中心として伊保内、戸田、晴山等の各村、二戸郡福岡町、石切所村に発生被害面積は適確に把握し得ない。この被害は昭和 24 年頃から多少あつたらしいが、本年は特に著しくなつたように思われる。本虫による加害は頂芽が食害され枯死するので、結実しない。以前は下枝に多く結実したが、現在は下枝には結実が悪く、上部にのみ結実している。これがために江刺家におけるクルミの最高産額は 75 石余であつたものが、昨年は 6 石 7 斗と 10 分の 1 以下に激減してしまつた。発生は 5 月上旬頃若葉が出初める頃産卵し、5 月中、下旬には幼虫が葉柄の基部から髓に入り食害している。幼虫による食害はこうして 8~9 月頃までつづく。被害は主に枝であるが、果実にも入る。7~8 月頃の落果はこの加害によるものが多い。これが防除は大木であるがために薬剤撒布も不可能であり、且駆除の適期も不明である。この被害のためにクルミ栽培の将来が憂慮される。同村小井田与八郎氏の報告による。(県・円子信幸 9.4.)

## ブナマルタマフシ——青森、岩手、宮城

青森県 佐井営林署長後担当区(下北郡佐井村)内国有林に発生、被害面積 2ha。  
岩手県 遠野営林署管内 115 林班(和賀郡谷内村字蛭川)に発生、被害面積約 73.3ha。  
宮城県 古川営林署管内国有林(栗原郡及玉造郡下)被害面積 17,000ha。

ブナ天然生林に発生を 8 月発見、虫癭を調査した結果本虫による被害と推定した。この被害はブナの葉の表の葉脈上及び裏の葉脈、その他葉脈間(或いは細い脈)上に径 2~3cm の球形、緑白色の虫癭が夥しく多数生ずる。葉はたいてい尖端近い部分から中頃まで、脈に沿い半分位枯れている。この為全林褐色を帯びて見える。佐井では昨年同一地域(少しずれて)に発生。その他の地方は本年始めて発見した。(林試青森・木村)

上掲、古川署管内玉造、栗駒而徑営区に於ける被害面積は 20,000 町歩の見込。9 月以降は蔓延の徴がない。(古川署・佐々木良吾 9.15.)

## サビヒヨウタンゾウ——青森

青森県 黒石営林署柏木山苗畑(南津軽郡山形村)のスギ播種床に発生を昭和 26 年 6 月発見。被害面積 0.4ha。この被害は 6 月頃、この苗畑でゾウムシ類と思われる幼虫がスギ苗の根際に居り、根皮を食し、相当の被害を与えているのが見出された。9 月に入り、土中で続々と蛹化し、又成虫も出て来た。被害はそのまま続いた。被害苗は赤色を帯び、伸長しない。健全苗は平均 10cm 内外であるのに、被害苗は平均 6cm である。

## 森林防疫 ニ ュ ー ス

内には枯死したものもあつて、播種床はために疎となり、極めて成長が悪いので、一見それとわかる。この苗畑は3年位続けて、毎年春季耕耘の際にBHC粉剤を土中に鋤き込んだがためか、ネキリムシ(コガネムシ幼虫)は極めて少ないが、本害虫は多い所では1m<sup>2</sup>当り80~100匹いる。

この虫は昼は根際の土中に浅く潜んでいる。掘り出すと、仮死を装つた上、体色が土色のために見付けにくい虫である。

その他人参畑、大豆畑、ゴボウ畑等にもいる。杉苗床内にこれ等野菜類の葉をおくと、多数誘致出来る様である。(林試青森・木村)

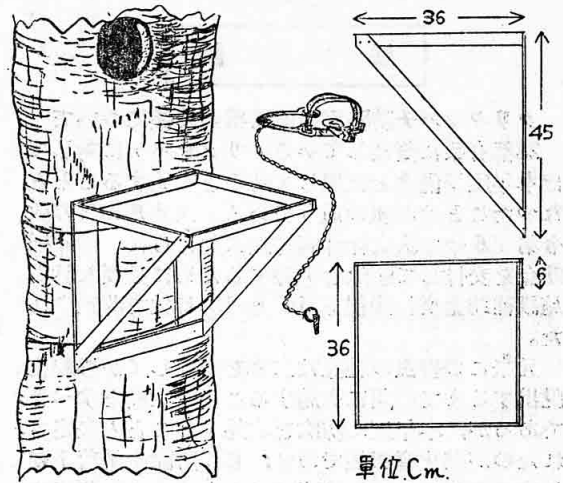
### 野鼠の被害——長野

長野県南安曇郡小倉村の民有林に不明な原因による被害があつて、地方事務所の御好意により、十月に現地調査をした。本被害は檜植栽木に現われたハタネズミの食害で、該地に於ける初めての経験である。この造林地は10年を経たもので、落葉松と檜を交互に植栽したが、落葉松には何の被害なく檜丈が5町歩に互り、根元より地上50センチの高さ迄約半面の樹皮が食い取られていた。然し食害は4~5年前に積雪期に起つたもので、枯死は免れていた。この被害は本年除伐の際に発見したのであるが、新しい食害はなく、この造林地は既に充分にうつべいでいて下草少く野鼠の棲息に不適な状態になつていた。附近の植生を見るに笹地あり7~8年前に開花したし、雑木多く當時は野鼠の増殖に有利な状態があつたため、食害木はハタネズミの被害の特長として植栽木の根部迄食い下げた跡があり、雑木にも食害の古い跡が見られた。植栽後の下刈りの不十分から野鼠を誘致したため起つた被害である。

(北大・犬飼哲夫)

### ムササビの捕獲装置

宮崎、鹿児島両県下に於けるムササビによる杉の梢端部の食害は、宮崎県南那珂郡榎原村のみにても昨年度に於て250町歩、約22,000石に達し今年度に於ては既に400町歩に達して居ると云うから益々拡大の情勢にある。この事に就ては昭和23年頃、林試熊本支場の日高技官より対策に就て連絡があつたが、かくも甚大なものとは思われなかつたので、そのままとなつて居たが、たまたま昨年に至りその被害の全貌に就て詳細な報告に接したので対策樹立に着手し、幸いムササビの生け捕りにも成功しその習性食性に就ての概要を掌握することが出来たので駆除法を研究し野外実験に移した所、予想外の好成績を収めるに至つたので取敢ず速報することとした。その施設は極めて簡単なもので、左図の様な台を正3分板で作りを樹幹に針金で縛着する。この台に市販の獸



類用のトラップを仕かけ、その周囲に粟を10ヶぐらいまいて置けばよい。この際、トラップの鎖を樹幹に台を縛着した針金とよく結んで少しぐらい暴れてもはづれない様にして置くこと、なおトラップはバネの弱いものがあるから注意しなければならない。又これを被覆する必要は認めない。餌のクリは食性試験の結果わかつたもので今の所最もよいものである。ただし、これはカケス、リスその他の鳥獸類によつて食べられることも考えられるから時折補充する必要がある。架設位置は夜間彼等の鳴き声のする地域を目標とし、樹洞のある立木に先づ重点的に架設し、樹洞より1米ぐらい下の所がよい。この距離が近いとかかつた場合にトラップをつけたまま樹洞内に隠れて居て発見出来ない。これ以外の場所では見通しのよくきく、開けた林縁などに1ha当り1~2ヶを架設すれば充分であろう。もつとも、筆者は未だ現地を見て居ないのでこれに適した架設法に就てはなんとも云えない。

この実験を行つた林試浅川分室の実験林は約50haで、この林内に棲息するムササビの個体数は8~9頭と推定されて居る。今回はこの実験林の東南部約10haの所に6ヶのトラップを9月22日に架設した所、架設して2日目の朝に1頭、4日目に1頭、9日目に1頭、10日目に1頭、11日目に2頭、12日目に1頭、13日目に1頭、そして14日目に1頭、計9頭を捕獲して居る。(10月6日現在までの成績)この結果より見れば棲息数の多い地域では可成りの成果を期待することが出来ると思われる。この方法は極めてプリミティブなものであるが、効果的である。

(林試・鳥獸研・宇田川竜男)

註、この装置を用いて捕獲される場合は、狩獵免許を受けるか、或は有害鳥獸駆除の許可を受けてから使わないと、狩獵法違反になりますから御注意下さい。

(防除室)

## 解 説

## クリタマバチ防除事業臨時措置要領について

28都府県に蔓延しているクリタマバチに対しては本年度予備金を支出して防除を実施することとなつたことは既報の通りである。又8月26日の政令第366号で法定森林病害虫に加えられ、国庫補助金を交付して駆除を実施するために必要な林業施設補助金交付規程も10月13日付で改正された。

元来この害虫の駆除は虫癭を形成してから羽化脱出するまでの間に実施することを立前とすべきであるが、本年度は防除を実施することと決定されたのが羽化産卵後であり、且つ防除事業着手初年度であることと年度半ばでもあるので本年度に限り臨時措置によつて防除を実施することとした今回査定された駆除量は500万石で、そのうち250万石を27年度内に駆除することとなつている。この数量は現在調査された被害額の2割に過ぎない。この対策として今後関係当局に対し折衝の要があるが、限られた予算の範囲内で効果的に駆除を実施するためには慎重な防除計画を樹てなければならない。このため被害木の調査を特に厳密に実施することが先決問題である。今回の調査が今後のクリタマバチ駆除に重大な影響があるから、調査は可及的に毎木調査によるものとする。調査の対象となる被害木は古い虫癭の附着している栗の生木であつて被害栗樹又は栗林中にある全然虫癭の附着していない栗樹は被害木とは認めない。

防除計画は以上の調査を基にして作成されなければならない。計画作成に当つては都府県内でどこから先に防除に取掛るか、又どこに重点を置くかを決定する事は極めて重大な問題で一步誤ると切角実施した防除もその効果を収めることができない。この為を実施順位を定めこの順位に基いて防除計画を作成することとなつた。即ち或地区内の防除を実施するときは、成虫の産卵期の主風の方向の風上から、還言すれば発生の源泉から蔓延の方向に押しに行く。又栗樹の混淆歩合の高い地区から先に実施するよう計画されなければならない。更に天敵の寄生率の高い地区は後廻しとすることなどの諸条件を勘案して都府県内の防除の重点とその方向を決定する。

クリタマバチのように広く蔓延した害虫を駆除する為には官民一体の防除が行われなければ絶滅を期すことは至難である。故に計画作成に当つては営林局署と都府県当局とは双方協議の上、都府県内の国有林と民有林とが一体となつた防除計画にすることが必須の条件でなければならない。

又今回の防除に当つては共同防除を実施するこ

とが原則となつた。故に市町村内の被害木が完全に駆除されたことが確認された上で始めて補助金又は補償金の交付をすることとし、そのために市町村長又は森林組合長に補償金又は補助金の受領を一括して委任し交付事務の簡素化を計るとともに完全防除に協力させることとした。実施に当つては必ず一斉防除期間を設け共同防除を実施させるように努める。市町村長又は森林組合長は防除班を組織して防除の仕残しを整理し防除を完全に行うように努めなければならない。

駆除は被害木に限定する。即ち用材林では古い虫癭の附着している枝条を切除することを原則とし、被害木の冬芽は一切残さないように注意し、必要に応じ大枝を伐るか又は伐倒することも止むを得ない。薪炭林は伐倒し萌芽更新を計るものとする。なお枝条大枝を切除した場合も又被害立木を伐倒した場合でも駆除材積は被害木である当該立木の材積とする。

栽培林の被害木の駆除は虫癭形成後明春羽化脱出する前に明年度予算で虫癭の採取焼却を行うこととし、本要領から省略された。

終りにクリタマバチは松喰虫と異り殆んど一年中虫癭の中に棲息し、しかも虫の居どころの発見が容易であるので、確実に駆除を実施すれば絶滅は容易である。故に今回の調査が正確に行われれば防除も確実に行われることになることはいふ迄もない。各位の絶大な御協力を期待して止まない。  
(防除室)

## モノフルオール醋酸ナトリウム取扱基準令の改正

モノフルオール醋酸ナトリウムは毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)の第16条第1項に基きその取扱基準令が本年2月政令によつて規定された。(既報5月号参照)

林野庁ではこの薬剤が殺鼠剤として極めて優秀なことに着目し、この政令の第6条の規定に基き林試札幌支場野鼠研究室が主体となり、北大犬飼教授の協力を得て4ヶ所で野外実験を行つたところ満足すべき成果を収め、野鼠棲息密度の高い激害地に対しては推奨すべき殺鼠剤であることが実証された。又一ヶの毒餌に対する本剤の含有量は政令では3mg以下と定められているが、0.2mg以下で偉効あり、北海道の林野で猛威を示しているエゾヤチネズミに対しては事業的に駆除を実施する場合は0.15mgで良く、この程度の含有量ならば、林野に棲息する有用鳥獣に対して害のないことが判つた。

この結論を得たので早速所管厚生省と協議してこの政令の改正に着手、10月18日政令第442号として制定公布された。

改正の要旨は、従来地方公共団体(都道府県、

## 森 林 防 疫 ニ ユ ー ス

市町村) 農業協同組合又は農業共済組合が野鼠駆除にのみ使用出来ることになつていたが、新たに国(国有林)と森林組合が駆除主体に加えられた。これに伴つて駆除の指導者となり得る技術者として林野庁長官の指定する林野庁の職員、森林害虫防除員(森林病虫害等防除法第11条に規定されている地方庁吏員)及び林業技術普及員(森林法第187条第1項に規定されている専門技術普及員と地区技術普及員)が新たに加えられた。即ち国有林でも民有林でも夫々上記指導者の指導の下に本製剤を使用して野鼠駆除ができることとなつたのである。改正前は政令第4条第1号の該当者の中から都道府県知事が指導者を指定することとなつていたが、改正によりこの指定がなくなつた。併し保健衛生上並びにその他の見地から指導者に対しては実施要領第5によつて講習を行うことになつている。

この政令に基いて林野で野鼠駆除を実施する場合保健衛生上万全を期する為に作られたのが「林野に於けるモノフルオール醋酸ナトリウム製剤による野ねずみ駆除実施要領」である。

この要領によればこの製剤を使用して野鼠を駆除する場合には、必ず指導者が毒餌を調製し、指導者の監督の下に毒餌の撒布を行わなければならない。従つて指導者は毒物及び劇物取締法その他の関係法規と本製剤の性質、使用法等を熟知していなければならない。又毒餌を使つて野鼠の駆除を実施する場合、指導者は保健衛生上並びに林野に棲息する有用鳥獣に対する影響を考慮して必ず要領第8に示した方法が励行される様指導監督する必要がある。更に実施者は所定の手続きにより実施区域及び実施日時を明示し、危害の起らぬ様狩猟者その他関係者に周知の徹底を図らなければならない。

### 林野におけるモノフルオール醋酸ナトリウム製剤による野ねずみ駆除要領

#### (目 的)

一、モノフルオール醋酸ナトリウム取扱基準令(以下「令」という。)に基きモノフルオール醋酸ナトリウム製剤を使用し林野で野ねずみを駆除する場合には、本要領の定めるところにより行ふものとする。

#### (駆除実施主体者)

二、「令」第一条第二項の規定によりモノフルオール醋酸ナトリウム製剤を使用して林野で野ねずみを駆除することができるものは、国、地方公共団体又は森林組合(以下「駆除実施者」という。)に限りそれ以外の者は、これを使用することは許されない。

#### (公 告)

三、駆除実施者はその実施にあたり、その開始日の七日前からその終了日の七日後までの期間に亘り、「令」第

四、五条第五号の規定により実施の日時及び区域その他必要な事項を掲示板又は立札に掲示する外、ラヂオ新聞等を利用して関係者に周知の徹底を図るものとする。

#### (駆除の指導者)

四、駆除実施者は、駆除を実施する場合は「令」第四条第一項の規定により、林野庁長官の指定する職員、森林病虫害等防除法第十一条の森林害虫防除員又は森林法第百八十七条の林業技術普及員(以下「指導者」という。)の指導の下に駆除を行わなければならない。

五、林野庁長官又は都道府県知事は、前項の指導者に対し講習を行う場合は必ず左に掲げる内容について行ふものとする。

1. 森林病虫害等防除法、毒物及び劇物取締法及びモノフルオール醋酸ナトリウム取扱基準令等関係法規
2. 野ねずみの種類、生態等
3. モノフルオール醋酸ナトリウム製剤の化学的、物理的性質、生理作用及び薬理的性質
4. 保健衛生上の取扱注意事項
5. 毒餌調製の方法
6. 駆除の方法及びこれに伴う事項

#### (モノフルオール醋酸ナトリウム製剤の入手及び保管)

六、駆除実施者は、駆除を行うために必要な量のモノフルオール醋酸ナトリウム製剤の取扱について、誤用、盗難等による保健衛生上の危害を生ずるおそれのないよう、かぎの掛る場所に保管せしめる等、充分の注意を以て保管を行わなければならない。

#### (毒餌の調製)

七、毒餌の調製は指導者が行ふものとする。

#### (駆除実施の指導監督)

八、指導者は、作業員に毒餌を分配し、実施区域の全部に亘り野ねずみの棲息密度に応じて決定された毒餌量を数ヶ宛野ねずみの穴に投入するか又は棲息箇所に給餌器その他を使用して、なるべく毒餌を地表に露出しないようにしかける等保健衛生上危害を生ずるおそれのないよう充分な措置を行ふものとする。

#### (駆除実施後の措置)

九、指導者は、前項の作業終了の後、余つた毒餌を作業員から確実に回収してこれを保管し又は土中に埋設する等保健衛生上危害を生ずるおそれのないよう充分な措置を行ふものとする。

十、指導者は、空容器を焼却又は土中に埋設し、毒餌調製容器を十分に水洗する等(モノフルオール醋酸ナトリウムは水溶性であるから、水洗により流出させ得る)保健上危害を生ずるおそれのないよう処分するものとする。

#### (報 告)

営林局長又は都道府県知事は駆除を行わせる場合には指導者から必要な報告を徴し、左記様式による報告書を作成して林野庁長官に提出するものとする。

#### (報告書様式省略)

(防除室)

質 疑 応 答

カシアシナガゾウムシ

【問】 本誌7号の発生速報に出ていた、クリタマバチと誤られやすいカシアシナガゾウの形態、習性、クリタマバチとの相違点等を教えて下さい。

【答】 この虫は鞘翅目、ゾウムシ科 Alcides 属の一種で、クリ、クヌギの細枝に寄生して虫瘻を作る。分布は本州、四国、九州とされている。

形 態 成虫は体長6mm 口吻直角に下向して長さ2.5mm 余、頭部と複眼及び口吻黒褐色、胸部又黒褐色なるも、後方少しく淡色、密に彫粒点をつけ、翅鞘は褐色、粗大の点列をつけ、三対の脚中前脚最も太く、後脚は次第に小形、体下と共に赤褐、これに黄褐の微毛を生ずる。幼虫の成長したものは、体長7.8mm に達し、頭部は扁平暗褐色、中央淡色、胴部は黄白色、胸部の下面に細毛を粗生するのみ、蛹は長さ5mm 余、腹背に短刺を生ずるも特に尾端に相離れて一対の刺がある。経過習性 一年1回の発生、冬は成虫で越冬する如く、その成虫は毎年発芽期に出現し、新梢の又状部に産卵する如く、幼虫はその内部に入つて食害するため膨大して瘤の如くなる。8月中旬に亘り老熟化蛹し、次いで成虫となる。

外観による虫瘻の識別点(2.3特に重要)

クリタマバチの虫瘻	カシアシナガゾウの虫瘻
1. 一般に大形	一般に小形
2. 数ヶの小葉を生ず	葉を生ぜず
3. 腋芽の変形せるもの	新梢の細枝部の変形せるもの
4. 成虫脱出孔極少	成虫脱出孔稍大

(前橋局・加辺正明)

クマの被害について

【問】 滋賀県高島郡朽木村の奥地林の20~60年生のスギ、ヒノキ等を、春夏の樹液の流動期にクマが地上3尺以下の根際を爪で剥皮して、樹脂を食します。これがために生立木が枯死、生長不能或は心腐れになります。その被害面積は百数十町歩、被害本数数万本に達し、造林上將に一大恐慌を来しています。これが防除のために1頭につき1万円の捕獲奨励金を出し、年々十数頭を捕獲していますが、被害は減少せず、年々増えています。立木の根際に塗付けても、林木の生育を害せず、しかも価の低廉な、毒剤、或は嫌忌剤はありませんか。(高島地事・横山慶次 9.18.)

【答】 御尋ねの件、さぞお困りとは思いますが殺鼠剤さえも、有効なもの人畜、野生鳥獣に危険があり、これを使うには充分な知識と習練を要します。いわんやクマの如き巨獣を斃す薬剤は、

将来クマの禁忌剤が発見されればいざ知らず、既存のものでは危険で、使えるものはないと思います。戦後森林有害動物の駆除も薬剤一辺倒でないとか時代を取残された様に考えられるでしょうが、こと当分、クマの防除には練達の狩猟家と精悍なる和犬の力をかりて、棲息数を低減させる方が、より捷徑だと思います。(防除室)

雑 録

◇ 野鼠の被害発生予察——北海道

野鼠の異常発生は林野に自生する野鼠の嗜好植物の結実状況によつて予想できることは従来からの専門家の常識である。しかし今迄は野鼠棲息数の調査に基いた駆除は行われてはしなかつた。永年野鼠被害に悩まされている北海道では今年度野鼠の被害発生の子察を目的とした道内一斉調査を次の要領で行つた。

調査は道内国有林、道有林、民間林に亘り1,900ヶ所について10月1日から5日迄の間に3日間一斉に実施する。調査には無毒団子を用い、一町歩当り10ヶ所(20m 置きに2列)を選定し、一ヶ所毎に毎夕30粒づつ配置し翌日までに野鼠が持ち去つた数を調査するもので、団子は毎夕取替え、3日間連続実施するものである。

従来の野鼠駆除は被害のあつた処に適宜(全く適宜に)毒餌を撒布するもので万事泥縄式であつた。今回の一斉調査は方法そのものは改善の余地がないでもないが、科学的防除に対する一步前進であらう。

◇ 昭和27年度保護専門技術普及員協議会

9月15日夕、長野県北佐久郡小諸町に集合。16~17日、大里村菱野附近に於て、林試藍野、小山、大久保諸技官の指導により、昨年来カラマツ林を激害中のマツノクロホシハバチにつき、「壮令林に於ける薬剤撒布作業方法」の実習を行う。

18日東京芝国立自然教育園に於て「各都道府県に発生した病害虫の加害状況と、これが防除対策につき」調査研究の成果の発表会を催す。

19日農業技術研究所に於て、「病害虫の発生予察事業につき」湯浅総務部長、河田病理昆虫部長加藤昆虫科長の講演があり、後場内を見学。

20日神奈川県中郡西泰野村県立澁沢苗圃に於て予ねて林試藍野技官の指導により試験中の「苗圃のネキリムシ防除試験」につき、加藤神奈川県技師試験経過と成果の説明があり、16時終了解散。

【正誤】 8月発行 No.5の1頁、題字の右、寸言欄2行目の黒班病はインク病の誤りにつき訂正。

編集後記 被害報告が多くなつたので防疫=ニュースとしての内容が充実して来た。そして遂に8頁となつた。被害速報カードも相当利用されている。今月分にもカードを添付することにした。本紙の各欄に読者各位の寄稿を是非お願いしたい。